

授業料徴収猶予申請者及び月割分納申請者 各位

平成25年度前期分授業料徴収猶予及び

月割分納の許可について

さきに申請のありましたこのことについて、申請者全員の許可が決定しましたので、お知らせします。

徴収猶予許可者

平成25年9月25日(水)に引き落とされますので、前日までに指定口座に授業料 267,900円（法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります）以上の残高があることを確認してください。

※平成25年9月卒業又は修了予定者は、平成25年8月27日(火)に引き落とされますのでご注意ください。

月割分納許可者

下記の日程で引き落とされますので、指定口座に月額 44,650円（法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります）以上の残高があることを確認してください。

平成25年	5月28日(火)	2ヶ月分	
平成25年	6月25日(火)	} 1ヶ月分ずつ	
平成25年	7月26日(金)		
平成25年	8月27日(火)		
平成25年	9月25日(水)		

※平成25年9月卒業又は修了予定者は、平成25年8月27日(火)に2ヶ月分引き落とされますのでご注意ください。

平成25年4月24日
学生支援課経済支援室